

## 第3章 防災計画って何？

～高層住宅防災計画の作成と活用～

### 高層住宅防災計画作成の必要性

#### 防災計画の概要

東日本大震災や熊本地震などでは、マンションの防災計画が作成されていなかったため、大地震発生後の応急対応として誰が何をするか明確になっておらず、情報収集や安否確認が遅れるなど対応が混乱し、生活の不便について、居住者から管理員などに苦情が集中してしまったという事例が見られました。

そこで、大地震が発生した場合、高層住宅全体として何をすべきか、役割分担はどうするかなどについて定めた防災計画を作成し、管理組合や管理会社だけでなく、すべての居住者が「自分ごと」として、その内容を認識することが重要です。

第2章で示した防災対策の1つである「防災計画の作成」では、区のひな型を活用した作成方法を紹介しましたが、本章の内容を参考に、区の防災アドバイザー制度を利用するなどして、マンションの特性を踏まえた、より「大地震発生時に使える」防災計画を作成することができます。

#### 高層住宅防災対策の基本方針

##### ①大地震発生後も「自宅で生活」が基本

避難所は、自宅が倒壊するなどして住む場所がなくなった人のためのものです。自宅に留まることが可能な場合は、できるだけ自宅で生活するようにしましょう。エレベーターやライフラインが止まっても1週間は自宅で生活できるようにするため、飲料水、食料品、携帯トイレなどの備蓄が必要です。

また、自宅で生活することが難しい場合でも、高層住宅内の共用スペースを活用することが考えられます。

##### ②災害対応は全員で

大地震発生時には、不在の人がいるかもしれません。その時に高層住宅にいる人で応急対応ができるよう、居住者全員で大地震発生直後に何をしなければいけないか情報共有を図りましょう。

居住者は自分のマンションで何が起きているか不安に感じるはずですが、居住者全員で災害対応状況の正確な情報を共有できるように、情報交換会のような誰でも集まれる場所をつくるのが有効です。


## 大地震が発生した場合の応急対応の流れ

防災計画の作成にあたっては、大地震の発生直後から主なライフラインが復旧するまでの間、高層住宅としてどのような応急対応をするか時系列で整理することが有効です。

### 地震発生当日

#### ①初期消火、ケガ人の救護、一時避難

各居住者などが、初期消火やケガ人の救護などを行います。また、マンションが大規模な被害を受けている可能性がある場合は、応急危険度判定（応急的に建物の被災状況を調査し、当面の使用の可否について判定するもの）で安全が確認できるまで、全居住者は一時的に高層住宅の外に退避します。

 P12~18（第1章）

#### ②居住者の安否確認

居住者が自室で転倒した家具の下じきになっている可能性があります。居住者名簿であらかじめ要配慮者を把握している場合は、その人を中心に各戸を訪問し安否確認をします。

無事な人は、玄関先に安否確認カードを貼るなど、安否確認方法をルール化すると効率的です。

 P39

#### ③災害対策本部の設置

防災組織や管理組合理事会が、マンションの防災活動の中心となる災害対策本部を立ち上げます。災害対策本部は、集会室やロビーなどのスペースを活用します。

大規模な高層住宅では、各階又はフロアブロックごとに担当者を置くと効果的です。

 P40

#### ④照明の確保

停電している場合、居住者を安心させるため、1階エントランスや廊下などの共用部分に投光器やLED ランタンなどの照明を設置します。

#### ⑤被害情報の収集と共有

ライフラインの被害状況（断水、停電、ガス、排水施設の停止）のほか、巡回点検により、マンションの被害情報を把握し、居住者に周知します。

 P43

#### ⑥安全対策

大きな地震の後には余震があります。余震による二次被害を防ぐために、被害箇所については、ブルーシートにより養生したり、ロープを使って立ち入り禁止にします。

### ⑦避難スペースの設置

揺れが怖い、エレベーターが使えなくて自宅に戻れない居住者などのために、一時滞在できる避難スペースを設置します。



### ⑧備蓄品の配布

必要に応じて、管理組合などが備蓄している飲料水、食料品、携帯トイレなどを配布します。また、設備がある場合は、仮設トイレなどの設置や緊急時用の給水を行います。



### ⑨居住者への災害時の心得の周知

居住者に対して、エレベーターは使わない、排水管の安全が確認されるまで排水しないなどの周知をあらためて行います。



## 地震発生翌日以降

### ①災害対策本部の開催

情報収集、物資の配布、応急修理などの情報共有のために、1日に1、2回程度、定期的に災害対策本部会議を開催します。

また、情報交換会など、居住者との情報共有の場も定期的に設けることも重要です。



### ②応急修理

建物や設備に被害がある場合は、管理会社や普段つきあいのある工事会社などに連絡して、応急修理の依頼をします。

ただ、応急修理は公共施設が優先されるなどするため、実際の修理までしばらく時間がかかるかもしれません。

また、応急修理を早めに理事会で議決するため、緊急時には理事会の開催要件を緩和したり、理事長が専決処分できるようにしたりと管理規約を変更することが有効です。

### ③地域の情報収集と共有

テレビ、ラジオのほか、地域防災協議会が運営する避難所などに出向き、ライフラインの復旧情報、支援情報など地域の情報を入手し、高層住宅内に伝えます。



### ④見守り・声かけ

停電になるとオートロックが機能しなくなるので、防犯上の声かけや、困っている居住者がいないか見回り・声かけをすることが重要です。

### ⑤緊急物資の受取り

緊急物資を受け取れるようになった場合、リヤカーなどを使い、物資集積所（避難所）まで取りに行き、持ち帰って高層住宅内の居住者に配布します。

## ⑥ごみの管理

大地震発生後は、地震で壊れたものや、使用済みの携帯トイレなど、多くの災害廃棄物が発生します。しかし、道路が壊れるなどしてごみの収集はしばらく停止することが考えられるため、ごみ集積所はすぐにいっぱいになってしまいます。そのため、ごみは当面、各戸で保管するなどルールを徹底します。また、スペースに余裕があれば、分別がしっかりできるようにしたうえで、臨時の共用ゴミ置場を設置します。

## ⑦ライフライン復旧の周知

ライフライン復旧の情報入手したら、早めに居住者に伝えます。その際に、通電火災（通電再開により居住者が気づかないうちに電熱器具の電源が入ることで、揺れの影響で散乱した可燃物の過熱等により発生する火災）や漏水防止のため、電熱器具の電源が入っていないか確認したり、蛇口が開いたままになっていないか確認するよう周知します。

## ⑧避難先の確認

ライフライン復旧時に各戸確認が必要な場合などに備え、「一時的に避難する世帯は連絡先を届ける」というルールを周知します。

# 居住者の安否確認

## 安否確認の課題

近所づきあいが無い、プライバシーの確保に配慮して生活騒音対策などがしっかりされているということから、安否確認は簡単ではありません。

部屋の中で家具の下じきになって動けず、助けを求めていたとしても、外にはその状況は伝わらないかもしれません。中で助けを求めていることが分かったとしても、ボールなどで簡単に破壊できるドアは少なく、室内に入れないことが考えられます。窓からの進入も難しいことでは同じです。

## 安否確認の方法

各高層住宅で、安否確認について「何をどこまでするか、できるか」を具体的に検討しておきましょう。例えば、事前に安否確認カードを配布して、無事な人は玄関先に「無事」であることを示し、そうでない人のみを対象にノックや声かけ（要配慮者を把握している場合は、要配慮者は特に入念に）をして安否確認をするというやり方が考えられます。

マスターキーが防災センターなどに保管されている高層住宅の場合、安否確認のため、大きな災害時は鍵を開けることがあると周知することも大切です。

また、緊急時にドアや窓を壊して室内に入ることや、その費用を管理組合が負担することなど事前に緊急対応のルールを決めておくことも有効です。

## 災害対策本部の設置

### 災害対策本部の組織

災害対策本部の中心は管理組合理事会とし、災害対策本部長は理事長、本部要員は理事、監事として、管理会社、管理員、テナントなどと協力しながら必要な対応にあたることが考えられます。

災害対策本部は、主な活動内容別の班に分かれた構成とすることが考えられます。



#### 【災害対策本部の組織例】

- ・ 情報連絡班：高層住宅内の情報集約、居住者への広報、地域との情報のやり取り
- ・ 救出救護班：居住者の安否確認、負傷者・要配慮者の対応
- ・ 避難誘導班：高層住宅内避難スペースの設置
- ・ 物資輸送班：備蓄品の配布
- ・ 建物設備班：エレベーター対応、建物設備の点検、トイレ・ゴミ処理の管理  
(管理員などが中心に関わる)

### 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置基準は、「震度6弱以上」などとしてもよいですが、万全を期して「震度5弱以上」とすることも考えられます。

東日本大震災の際は、区内の震度は5弱でしたが、高層住宅での大きな被害は報告されていません。ただし、多くの高層建物のエレベーターは一時停止しており、閉じ込め事故も若干発生しています。

### 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所として適している場所の条件は下記のとおりです。高層住宅内に適当なスペースがない場合は、やむを得ず一時的に居住者宅を使用することも考えられます。

- ・ 1階（外に出ることができる）
- ・ 窓などがあり、採光・通風がとれる（停電時に対応可）
- ・ 防災センターや管理員室に近い（連携は必須）
- ・ 出入り口に近い（防犯上よい）
- ・ 30人ほど集まることができるスペースがある
- ・ ホワイトボード、会議机と椅子、パソコン、コピーなどが手近にある
- ・ 居住者になじみの場所で目立つ（安心感にもつながる） など

## 災害対策本部の活動概要

災害対策本部を設置しても、実際は集まらない人が多く、何よりも素早い行動が求められる大地震発生直後には事前に決めた体制にはこだわらず、すべきことをできる人が臨機応変に対応するようにします。管理員などとも緊密に連携できるようにしましょう。

高層住宅の応急対応に協力できる人は、身の安全の確保、家族・近隣の安否確認の後ですぐに集合場所に集まり、次のような役割分担例のもと、各自応急対応に当たることが重要です。



### 【大地震発生時の役割分担の例】

	地震発生日	地震発生翌日以降
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部員や班員（交代要員を含む）の確保</li> <li>災害対策本部会議の開催</li> <li>各班の活動の把握、指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な災害対策本部会議の開催</li> <li>各班の活動の把握、指示</li> </ul>
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>高層住宅や周辺地域の被害情報の収集</li> <li>被害情報などを掲示や館内放送などで居住者に周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域との情報のやりとり</li> <li>在宅避難の心得などを居住者に周知</li> <li>情報交換会の開催</li> </ul>
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住者名簿をもとにした安否確認の実施（特に要配慮者）</li> <li>負傷者の救出救護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者などの見守り</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時的な避難スペースの確保、誘導</li> <li>避難スペース利用ルールの周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難スペースの運営</li> </ul>
物資輸送班	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡易トイレなどの設置・管理</li> <li>受水槽などを活用した給水</li> <li>備蓄品を居住者に配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡易トイレなどの管理</li> <li>緊急物資の受取り、配布</li> </ul>
建物設備班 ※管理員などと連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>各フロアの巡回による被害状況の確認</li> <li>エレベーター、受水槽、給水ポンプ、非常用発電機などの設備を点検</li> <li>破損箇所の応急処置、危険箇所の明示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理会社や工事会社への応急修理の依頼</li> <li>ごみ置場の管理</li> <li>出入り口の管理、声かけ</li> </ul>
全居住者	<ul style="list-style-type: none"> <li>身の安全の確保</li> <li>家族・近隣の安否確認</li> <li>災害対応への協力</li> <li>初期消火、被害状況の報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対応への協力</li> <li>長期間避難時には連絡先の報告</li> </ul>

## 災害対策本部協力者の集め方

大地震はいつ起こるか分かりません。管理組合の理事など、災害対策本部要員を事前に決めていたとしても、実際には全員外出中であり、誰も集まることができないことも考えられるため、交代要員は必須です。

大地震発生時には多くの人手が必要なこと、いつものように管理員だけではまったく対応できないことなどの広報の意味もこめて、災害対策本部設置後、常に「可能な人は協力を」と呼びかけることが望ましいです。また、協力者の募集にあたっては、次のような知識や技術などを持つ人がいると対応がはかどることがあります。事前に、必要に応じた協力者を募りましょう。



### 【特に必要な協力者の例】

- ・ 建築、設備、電気、通信などの専門家、技術者
- ・ 消防、防災の知識がある人
- ・ 医療介護関係の有資格者、経験・知識がある人
- ・ 手話や外国語ができる人
- ・ 調理師、栄養士などの有資格者、炊き出しなどの経験者
- ・ ペットの飼育に長けた人
- ・ 子どもの世話、お年寄りのサポートができる人
- ・ 水を高層階に運ぶなど、体力に自信がある人

## 被害情報の収集

高層住宅内の各階の安否確認情報や被害情報などを整理し、災害対策本部に情報を集約します。効率的に情報収集するために、大地震発生時には、在宅の居住者が自主的に各階のエレベーターホールなどに集まり、協力して被害状況・安否確認、必要に応じて救出救護や初期消火などの活動を行うことができるようにしましょう。その際、リーダー（各階の代表など）は決めず、その場で臨機応変に対応することも有効です。

各階などで収集した情報は、災害対策本部に報告しましょう。トランシーバーがあれば、階段の上り下りをすることなく、1階の本部などと連絡をとることができます。

地域の情報（被害状況、危険箇所、道路通行止め、物資配給拠点、水配給拠点、営業再開店舗、入浴提供施設など）については、テレビやラジオのほか、1日に1回程度、地域の小中学校（避難所）に行くなどして、地域防災協議会を通じて、地域や行政（港区、総合支所）、関係機関などからの情報を入手します。地域防災協議会などからスムーズに情報が得られるよう、日頃の地域活動への協力や町会への加入は重要です。



### トランシーバーについて

電話などが通じない、エレベーターも使えない大地震発生時、高層階と災害対策本部との連絡は階段の上り下りが必要になり特に高層階では大変ですが、トランシーバーがあれば便利です。トランシーバーにはいくつかのタイプがあり、通話距離、免許の要不要、価格、電池タイプなどが異なります。

安定した通話確保という点では、「簡易無線機」の方が有利ですが、価格や乾電池での使用が可能な点で、「特定小電力無線機」にもメリットがあります。検討にあたっては以下の点に注意しましょう。

- ・購入前に、建物内で通じるかどうかのテストは必ず行う
- ・電池タイプなら予備電池の備蓄管理、充電タイプなら常に充電しておけるようにする
- ・大地震発生時に使いやすく日常管理ができる場所に保管する



## 避難スペースの設置

東日本大震災のように大規模な地震の場合は、強い余震が長い期間続くケースもあります。ライフラインの復旧にも時間がかかり、高層階の自宅より、一時的に低層階の共用スペースに避難したいという居住者も出てくるのが考えられます。

その場合の避難生活のルールは、トラブル回避のために必須です。以下にルールの例を示します。



### 【避難スペースでのルール例】

- ・使用するトイレの清掃や洗浄用水の水の汲み置き作業も当番制で担当する。
- ・家財の持ち込みは最小限。部屋の備品は基本的に使用しない。
- ・居室内は火気厳禁。喫煙は災害対策本部が指定する屋外の喫煙場所（吸殻入れと消火用の水を用意）に限定する。
- ・居室内での携帯電話での通話は禁止する。
- ・ペットは基本的に同行禁止。



### ペットについて

ペットと暮らせる高層住宅が増えています。そのような住宅では、災害時の共用スペースにペットを入れてよいか、入れてよい場所はどこか、入れるときの注意点は何かを事前に決めておくことが必須です。

ペットを家族と思っている人、動物が好きな人・嫌いな人、動物アレルギーの人など、人によって様々な事情や価値観があります。同じペットでも、飼い主のしつけや管理などによっては、問題になる場合も出てきます。大地震発生時にトラブルが発生しないよう、事前にその住宅のペットに関する基本ルールを決めておくことが望ましいです。

なお、ペットを飼っている人は、必ずケージを用意し、留守時の対策、その住宅のルールにあわせた避難生活のシミュレーション、迷子にならないようマイクロチップの装着など、しっかりと備えをしておきましょう。日頃から住宅内の人々の理解を得る努力をすることも必要です。

## 備蓄品の配布

飲料水、食料品、携帯トイレなどの備蓄品を配布する場合は、居住者間で公平を期すために、できるだけ誰に何を配布したのか記録するようにしましょう。また、高齢者や障害をお持ちの方などを除き、原則として、各居住者に備蓄品を取りに来てもらうようにしましょう。



### 受水槽の水の配布について

受水槽に緊急遮断弁が設置されている場合は、大きな揺れを受けると、自動的に給水がストップし、水槽の中に飲料水が保存されます。

その後、各戸への給水を再開するか、受水槽から直接取り出して利用するかは、上水道や電気の被害状況や復旧予測など、給水に関わる状況を踏まえ判断することとなります。

給水を再開する場合は、事前に給排水設備に被害がないことをチェックする必要があります。また、受水槽から直接水を取り出して利用するためには、あらかじめ水の取り出し方法や分配方法について確認・検討しルールを決めておくと同時に、必要な資機材を準備しておく必要があります。

## 居住者への災害時の心得の周知

地震発生後にマンションで生活するにあたり、普段とは違うルールが必要になります。居住者には防災意識啓発をしてもあまり認知されていない可能性があるため、地震発生後に再度ルールを周知することが重要です。

主なルールは次のとおりです。集まった人への口頭周知のほか、分かりやすいところにポスターを掲示する、チラシがたくさんあれば各戸に配布するなどして周知しましょう。このため、ポスター、チラシは、事前に準備しておくとう便利です。ポスター、チラシの例はP7をご参照ください。



### 【居住者への周知内容例】

- ・排水管に破損がないことが確認されるまで、トイレや台所から下水を流さない。
- ・安全が確認されるまで、エレベーターは使わない。
- ・ごみの集積場にごみが入りきらない時は、自宅のバルコニーなどでごみを密閉のうえ保管する。
- ・長期間留守にする時は、ブレーカーを落とし、水道の栓などを閉めたうえで、連絡先を管理組合などに伝える。
- ・できるだけ高層住宅の災害応急対応に協力する。

## 今後の課題

防災計画の作成について、検討しきれない事項、関係者の合意に至らない事項などは少なくないことが考えられます。それらをそのままにせず、「今後の課題」として整理することは重要です。書き出して整理された課題をみながら、毎年、少しずつ検討を重ねましょう。



### 【今後の課題の例】

#### I 建物設備に関する課題

- ・エレベーター閉じ込め事故への対応
- ・携帯トイレの確保
- ・仮設トイレ用の水の確保
- ・使用済み携帯トイレやゴミの置き場所の確保
- ・備蓄品の保管場所の確保
- ・備蓄品や水の配布に関する具体的なルールづくり

#### II 人、組織に関する課題

- ・災害対策本部への協力者の確保
- ・負傷者、要配慮者への対応
- ・入居テナントとの協力体制の検討

## 高層住宅の防災計画（例）

### 1 防災計画の目的

この防災計画は、〇〇〇マンションの防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

### 2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事前の防災対策に関する事。
- (2) 災害対策本部に関する事。
- (3) 情報連絡に関する事。
- (4) 救出救護に関する事。
- (5) 避難誘導に関する事。
- (6) 物資輸送に関する事。
- (7) 建物設備に関する事。
- (8) 全居住者の役割に関する事。
- (9) 地域の町会・自治会等との連携に関する事。

### 3 事前の防災対策

#### (1) 居住者への防災知識の普及

居住者の防災意識を高揚するため、防災組織（管理組合）は、パンフレットの配布、ポスターの掲示等により、次のような防災知識の普及を行う。

- ア 住まいの安全対策（家具の数を減らす、背の低い家具にする、配置の工夫、家具転倒防止器具の設置等）
- イ 飲料水、食料品、携帯トイレの7日分以上の備蓄
- ウ 災害発生時の留意事項（大地震発生後はエレベーターに乗らない、水を流さない等）
- エ マンションの防災組織及び防災計画
- オ 災害発生時には、応急対応のため居住者の協力が必要であること

#### (2) 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

- ア 情報の収集伝達訓練
- イ 出火防止、初期消火訓練
- ウ 救護訓練
- エ 避難訓練
- オ 資器材操法訓練

訓練の実施に際しては、年間計画を立て、その目的、実施要領に基づき実施するほか、区や町会・自治会等が行う防災訓練に積極的に参加する。

#### 4 災害対策本部

##### (1) 災害対策本部の設置

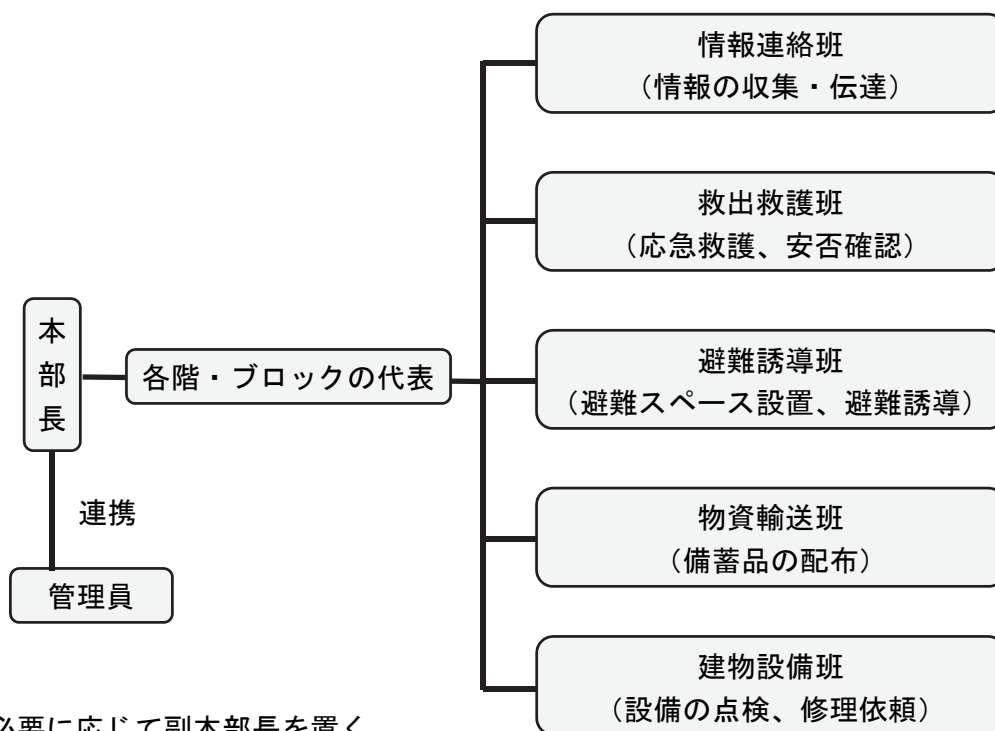
震度6弱以上の大地震発生時には、防災組織（管理組合）のメンバーは、身の安全の確保、家族、近隣の安否確認の後に、〇〇〇に災害対策本部を設置する。

##### (2) 災害対策本部の組織及び役割分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり災害対策本部を編成する。災害対策本部の本部員である本部長、各階・ブロックの代表、各班長（その他、必要に応じて副本部長）は、管理組合理事、防災組織委員、防災に関心のある居住者などから選ぶ。

なお、役割分担に当たっては、事前に決めた組織体制にはこだわらず、集まったメンバーのなかから柔軟に決める。

[編成例]



※必要に応じて副本部長を置く

## 5 情報連絡

### (1) 情報の収集伝達

高層住宅内の被害状況、周辺地域の被害状況、防災関係機関・報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要とする情報を居住者や防災関係機関等に伝達する。

情報の収集は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、伝令等、情報の伝達は掲示、館内放送等のあらゆる手段を利用する。

### (2) 居住者への呼びかけ

居住者に対しては、在宅避難時の心得として、パンフレットの配布、ポスターの掲示等により、次のような呼びかけを行う。

- ア 排水管の安全が確認されるまで水を流さないこと
- イ 安全が確認されるまでエレベーターには乗らないこと
- ウ ゴミ収集が再開されるまで、ゴミは自宅で保管すること
- エ 自宅を留守にする際には、災害対策本部等に連絡先を伝えること
- オ 高層住宅の災害対応に協力すること

### (3) 情報交換会の開催

居住者全員で災害対応状況に関する正確な情報を共有し、不安を解消するため、〇〇〇で定期的に情報交換会を開催する。高層住宅内に耳の不自由な方や日本語が分からない方がいる場合、手話や外国語ができる居住者等の協力を求める。

## 6 救出救護

### (1) 居住者の安否確認

居住者名簿に基づき、地震発生直後に高層住宅内居住者の安否を確認する。特に要配慮者は重点的に安否確認を行う。安否確認の結果は、本部長に報告する。

### (2) 救出救護活動

安否確認の結果、救出、救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者や医療介護関係の経験・知識がある居住者等は救出救護活動に積極的に協力する。

医師の手当てを要する負傷者がいた場合は、医療機関（〇〇〇）又は、応急救護所に搬送する。

### (3) 要配慮者の支援・見守り

高層住宅内の要配慮者に対して、生活の不便に対する支援（部屋の片付け、物資の持ち運び等）、見守りを行う。

## 7 避難誘導

### (1) 避難スペースの設置

エレベーターの停止により自宅での生活が困難になったり、余震等に不安を感じる居住者のための一時的な避難スペースを設置する。

### (2) 広域避難場所への避難誘導（地区内残留地区の場合は必要なし）

火災の延焼拡大等により、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、居住者を広域避難場所（〇〇〇）に誘導する。なお、避難誘導にあたっては、警察官等の指揮に従い秩序正しく行動し、特に高齢者、子ども、歩行困難者等の避難を確保するように努める。

また、火災延焼の危険性がなくなった場合は、広域避難場所から高層住宅まで誘導を行う。

### (3) 避難所への避難誘導

災害により自宅に住めなくなった居住者がいる場合、一時的に生活をする場所である避難所（〇〇〇）に誘導する。避難所では、地域の方達（地域防災協議会）が自主的に避難所の運営を行っているので、共助の精神に則り、その運営を積極的に支援する。

## 8 物資輸送

### (1) 給水

受水槽等により確保した飲料水により給水活動を行う。

### (2) 応急設備の設置

照明や災害用トイレの設置を行う。

### (3) 備蓄品の配布

マンションとして備蓄している物資（携帯トイレ、飲料水、食料品等）を居住者に配布する。配布の際には、公平を期すため、配布の記録をつけるものとする。

### (4) 救助物資の配布

物資集積場所（避難所等）に区や都から提供された救助物資等がある場合は、居住者に配布する。配布の際には、公平を期すため、配布の記録をつけるものとする。

## 9 建物設備

### (1) 被害状況の確認

各フロアを巡回し、火災の場合は初期消火、水漏れ・ガラス破損等の場合は応急対処、危険箇所の明示等を行う。また、管理会社や管理員、建物設備の知識がある居住者等と連携して、エレベーター、受水槽、給水ポンプ、非常用発電機等の設備を点検する。

### (2) 応急修理

建物や設備に被害がある場合は、管理会社や工事会社等に連絡して応急修理の依頼をする。

### (3) 建物内の管理

管理員等と連携して、ごみ置場の管理や出入り口の管理、声かけ等を行う。

#### 1 0 全居住者の役割

全ての居住者は、まず自身、家族等の身の安全の確保を図り、家族・近隣の安否確認のうえ、高層住宅の災害対応に積極的に協力する。

#### 1 1 地域の町会・自治会等との連携

災害時には、高層住宅だけで災害時の対応全てを行うことは困難となるため、地域の町会・自治会と連携した災害対応を行うことが重要となる。そのため、町会・自治会が行う防災訓練等と連携して防災訓練を実施することなどにより、実効性のある防災体制を構築する。